



第4回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年7月24日(金曜日)午前10時

場所

横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル4階「サフィア」

NE株式会社 証券コード:441A



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より当社の事業運営に格別のご理解と温かいご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

当社は、EC事業者が日々行う煩雑なオペレーションを自動化するSaaS型ECバックエンドシステム「ネクストエンジン」をメインサービスとして、2022年5月の設立及び2022年8月の会社吸収分割を経て営業を開始し、2025年11月4日に、日本ではまだ事例の少ない「スピンオフ」というスキームで東京証券取引所グロース市場に新規上場いたしました。

いま、AIの浸透を背景に、Eコマースにおける購買体験は新たな段階へ進み始めています。消費者自身が商品を探し、比較し、購入する従来の形に加え、AIエージェントが商品探索や比較、購入判断を支援する新しい動きが、一部の大手プラットフォームを中心に具体化しつつあります。

モール、検索、広告、レビュー、ランキングなどの既存の購買経路の重要性は、今後も変わりません。一方で、AIエージェントを介した新たな接点に加わることで、商品や店舗の価値をAIにも正しく理解される形で整備することが、EC事業者にとって重要な競争要素になると当社は考えます。

ただし、次世代のコマースにおいて重要なのは、単にAIに情報を読ませることだけではありません。AIエージェントが商品を推薦した先で、在庫があるか、適切な価格で購入できるか、いつ届けられるか、そして受注・出荷・購入後対応まで正確に実行できるかが、購買体験の品質を大きく左右します。

当社は、6,700社超のEC事業者のバックヤード業務を支えるインフラとして、受注、在庫、出荷、商品管理など、EC運営に不可欠な実行領域を支えてきました。今後はこの基盤を進化させ、EC事業者、既存のECプラットフォーム、そしてAIエージェントをつなぐ「コマースOS」として、AI時代のEC実行基盤を担ってまいります。

この事業戦略により、当社はEC事業者のバックヤード業務を支えるインフラから、次世代の購買体験を支える実行基盤へと進化します。当社は、これまで築いてきた事業基盤を起点に、より大きな市場機会へと事業領域を拡張し、非線形な成長の実現に向けた挑戦を始めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

NE株式会社 代表取締役社長 **比護 則良**

証券コード 441A

2026年7月8日

(電子提供措置の開始日2026年7月2日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番3号

N E 株 式 会 社

代表取締役社長 比護 則良

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに「第4回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております（詳細については次頁の「電子提供措置事項を記載しているウェブサイト」をご確認ください）。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年7月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル4階「サフィア」
 3. 目的事項
報告事項 第4期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 当社取締役に対するリストラクテッド・ストック報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度の導入の件
- 以 上

電子提供措置事項を記載しているウェブサイト

当社ウェブサイト

<https://ne-inc.jp/investor/>

東証ウェブサイト
（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東証ウェブサイトからご確認される場合は、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・個別注記表

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2026年7月24日（金曜日）午前10時

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

▶ 郵 送



行使期限 2026年7月23日（木曜日）午後6時

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ インターネット



行使期限 2026年7月23日（木曜日）午後6時

電子提供措置事項に掲載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

※書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

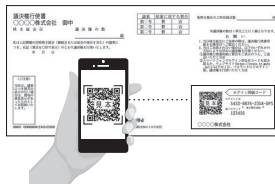
電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2

以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

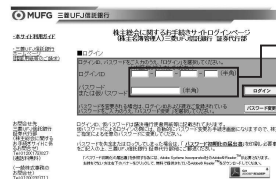
1

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2

議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合に限り、本総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 当社取締役に対するリストラクテッド・ストック報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度の導入の件

当社の取締役の報酬は、2025年7月28日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内（以下、「取締役報酬枠」といいます。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役の報酬制度に関する継続的な見直しの一環として、当社取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の中長期的企業価値の持続的向上に向けた適切なインセンティブを付与することを目的として、新たにリストラクテッド・ストック報酬制度（以下、「RS報酬制度」といいます。）及びパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度（以下、「PSU報酬制度」といいます。）を導入いたします（対象取締役には社外取締役を含まないものといたします）。

なお、RS報酬制度は、予め定めた金額相当の株式を毎年支給し、PSU報酬制度は、当社の取締役会において予め設定した数値目標に対する達成率等（以下、「目標達成率等」といいます。）に連動した株式を支給するものです。

上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役に対しRS報酬制度及びPSU報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき株式交付のために支給する金銭報酬債権の総額は、従前の取締役報酬枠とは別枠としてRS報酬制度及びPSU報酬制度を併せて年額40,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数はRS報酬制度及びPSU報酬制度を併せて年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じてRS報酬又はPSU報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、各対象取締役への具体的な配分については指名・報酬委員会の諮問を経て、当社の取締役会において決定いたします。

本制度の対象となる取締役は2名であります。

本制度の導入は上記目的により行うものであること、また、当社の取締役の報酬等の内容にかかる決定方針に則するものであり、その内容は相当であると考えことから、本制度の導入につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の概要は以下のとおりです。

I. リストリクテッド・ストック報酬制度

1. RS報酬制度の概要

当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、Iにおいて「本割当契約」といいます。）を締結するものとする（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下、Iにおいて「本株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下、Iにおいて「本払込期日」という。）から当社及び当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職（以下、「退任等」という。）する日（当該退任等をする日が、本払込期日の属する事業年度にかかる当社の有価証券報告書（本払込期日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度にかかる当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下、Iにおいて「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の日から次期定時株主総会の日までの期間（以下、Iにおいて「役務提供期間」という。）中、継続して、当社及び当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

（3）死亡、中途退任における取扱い

上記（1）及び（2）の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社及び当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任等する場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任等をした日の翌日に、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(4) 無償取得事由

- ① 対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社及び当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任等をすることが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)及び(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

II. パフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度

1. PSU報酬制度の概要

PSU報酬制度は、原則として、連続した3事業年度を評価期間として、当社の目標達成率等※に応じた数の当社の普通株式を発行又は処分するための金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

ただし、当該金銭報酬債権の支給及び当社の普通株式の発行又は処分の前に、対象取締役が法令違反行為を行った場合その他当社の取締役会の定める一定の事由が生じた事実が判明した場合、当社は、当該対象取締役に対して、当該支給等を行わないものとします。

※ 2027年4月に終了する事業年度から2029年4月に終了する事業年度にかかる目標達成率等は対東証グロース市場250指数成長率とすることを予定しています。

2. PSU報酬制度における金銭報酬債権の額

(1) 支給する金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、PSU報酬制度に基づき各対象取締役に対して最終的に交付する株式数（以下、「最終交付株式数」という。）に、交付にかかる取締役会開催の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下、「交付時株価」という。）を乗じることにより算出するものとする。

$$\text{金銭報酬債権の額} = \text{最終交付株式数（下記（2））} \times \text{交付時株価}$$

(2) 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は次の算式により計算する。ただし、取締役会が別途定める場合は除く。

$$\text{最終交付株式数} = \text{①基準ポイント数} \times \text{②支給率}$$

※ 最終交付株式数の計算において、計算の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

① 基準ポイント数

$$\text{基準ポイント数} = (\text{ア}) \text{PSU報酬基準額} \div (\text{イ}) \text{基準株価}$$

※ 基準ポイント数の算出に際して、計算の結果1未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

(ア) PSU報酬基準額（一事業年度あたり）

PSU報酬基準額は、評価期間毎に取締役会にて定めるものとする。

(イ) 基準株価

評価期間開始日の属する月の前月における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均（小数点以下四捨五入）とする。

② 支給率

対東証グロース市場250指数成長率に応じて以下のとおりとする。ただし、当社株価成長率が100%以下の場合、対東証グロース市場250指数成長率が100%以上であっても支給率は100%を上限とする。

対東証グロース市場250指数 成長率	支給率※
50%未満	0%
50%～200%	対東証グロース市場250指数 成長率と同率
200%超	200%

※ パーセントの小数点第2位未満四捨五入

(3) 譲渡制限付株式割当契約の締結及び内容

当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役の間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付割当契約（以下、Ⅱにおいて「本割当契約」という。）を締結するものとする（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下、Ⅱにおいて「本株式」という。）。

ただし、当該株式の発行又は処分にかかる決議を行う取締役会開催日において、対象取締役が任期満了等の当社の取締役会が正当と認める理由により当社及び当社の子会社の役職員のいずれの地位も有しない場合には譲渡制限を付さないものとする。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下、Ⅱにおいて「本払込期日」という。）から当社及び当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任等する日（当該退任等をする日が、本払込期日の属する事業年度にかかる当社の有価証券報告書（本払込期日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度にかかる当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下、Ⅱにおいて「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 解除条件

本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

③ 無償取得事由

(ア) 対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社及び当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任等をする事が確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

(イ) その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

④ 組織再編等における取扱い

上記①及び②の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本株式の全部について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

<ご参考>

当社は、本株主総会において、取締役の報酬制度にかかる本議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員にも、上記と同様のRS報酬制度及びPSU報酬制度を導入する予定です。

以上

事業報告
(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善のもと、個人消費の持ち直しの動きがみられた一方で、世界的な金融引き締めの影響、地政学的リスクの高まり、米国の政策運営及び通商・外交方針を巡る不確実性の高まり等により、我が国経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。このような状況の中で消費者の慎重な姿勢や、人手不足に伴う人件費の上昇などが国内企業の運営における課題として認識されております。

当社が属するEC市場環境については、2025年8月26日に経済産業省が公表した「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」によると、2024年の日本国内のB to C－EC（消費者向け電子商取引）市場規模は26.1兆円と、前年の24.8兆円から5.1%増に拡大するなど、引き続き成長が続いており、当社のセグメントごとの経営成績は次のとおりとなりました。

(i) ネクストエンジン事業

地政学リスクと円安の進行に伴うエネルギー価格の上昇等を背景にした食料品や生活必需品をはじめとする消費財の物価高騰の影響を受け、家計における消費行動の変容が認められたことから、例年は主要なECモールの年末セールを背景にして活況となる11月から12月にかけて、ネクストエンジンの売上構成における主要な指標であるARPU（注）の伸びが想定を下回りました。一方で、顧客ごとの個別課題に対応するための受託開発サービス「ネクストエンジン・オーダーメイド」案件の着実な獲得により、当事業年度の年間平均ARPUは前年同期比2.8%増（特殊要因除く）の39,061円と、着実に成長いたしました。

契約社数について、ネクストエンジンが連携している外部の出荷システムのサービス停止の影響を受け、一時的に解約が増加したタイミングがあったものの、契約獲得ペース自体はほぼ計画通りに推移したこともあり、総契約社数は6,764社（前事業年度末比194社増）となりました。

以上の結果、ネクストエンジン事業の売上高は3,145,487千円(前事業年度比5.9%増)、セグメント利益は2,059,297千円(同6.7%増)となりました。

(注) ARPU (Average Revenue Per User) とは、1 ユーザーあたりの平均売上を示す指標を意味します。

(ii) コンサルティング事業

コンサルタントのリソース確保という経営課題に対し、前期において案件ごとの採算管理とコンサルタントの稼働率向上、コスト見直し等、収益性を重視した取り組みに注力して収益力の向上を実現することが出来たため、今期については外部リソースを活用し売上拡大を目指す方針としておりましたが、外部リソースに起因する課題等から、新規契約獲得については期初の想定を下回って推移いたしました。当該課題を認識したことから方針を転換し、既存契約先に対する付加価値向上によるアップセル施策の取り組みと、新商材である生成AIオンライン動画講座の販売に注力した結果、生成AIオンライン動画講座の販売が計画を大幅に上回ることができました。

以上の結果、コンサルティング事業の売上高は547,538千円(前事業年度比46.9%増)、セグメント利益は80,520千円(同4.3%増)となりました。

(iii) ロカルコ事業

前期において契約自治体の解約が複数発生し、収入のベースが減少いたしました。が、契約自治体に対する自社リソースの関与頻度が向上することで、各種の施策(WEB広告施策、返礼品開発協力、返礼品ページの最適化等)の効果が顕在化し、第2四半期まで、契約を継続する自治体においては前年同期の実績を超える寄附額の増加がみられました。しかしながら、10月の制度変更に伴う各種ふるさと納税ポータルサイトのポイント廃止を前に、9月に駆け込み需要が発生したことに起因して、本来最盛期となるはずの12月について、例年に比べて寄附額が伸び悩むなど、外部要因の影響がありましたが、通期では計画通りの実績となりました。

伝統工芸品のEC販売事業については、ECモールでの認知拡大施策や、東京都内及び神奈川県内の商業施設でのPOP UP STOREの展開等の施策を実施することで売上の拡大に努めましたが、卸販売先の拡大を見込んだ期初計画に対して79.2%の達成率となりました。

以上の結果、ロカルコ事業の売上高は375,373千円(前事業年度比35.4%減)、セグメント利益は△16,509千円(前事業年度は246,586千円の利益)となり、期初計画に対して損失額が3,285千円超過いたしました。

(iv) その他

その他には、新規事業開発の一環として2024年4月期にβリリースをした、メーカーと小売店を繋ぐ新たな卸売マーケットプレイス「encer mall（エンサーモール）」が含まれております。第1四半期においてβ版のサービス提供を停止しており、主に研究開発に係る費用を計上しております。

その他の売上高は31千円（前事業年度比93.0%減）、セグメント利益は16,729千円の損失（前事業年度は166,922千円の損失）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,068,430千円(前事業年度比3.6%増)、営業利益は1,461,233千円(同3.7%減)、経常利益は1,444,435千円(同5.3%減)、当期純利益は1,008,426千円(同7.3%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第3期 (2025年4月期) (前事業年度)		第4期 (2026年4月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ネクストエンジン事業	2,970,489千円	75.7%	3,145,487千円	77.3%	174,998千円	5.9%
コンサルティング事業	372,848千円	9.5%	547,538千円	13.5%	174,689千円	46.9%
ロカルコ事業	581,475千円	14.8%	375,373千円	9.2%	△206,102千円	△35.4%
その他	443千円	0.0%	31千円	0.0%	△412千円	△93.0%
合計	3,925,256千円	100.0%	4,068,430千円	100.0%	143,173千円	3.6%

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の無形固定資産の取得を含む主な設備投資の総額は195,583千円であります。その主な内訳は、ネクストエンジンの機能強化のための開発等に伴う無形固定資産の取得154,350千円、工具器具備品の取得37,280千円、オフィス増床等に伴う建物付属設備の取得3,953千円等です。

③ 資金調達の状況

2025年11月4日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資による売出しにより、総額345,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2023年4月期)	第 2 期 (2024年4月期)	第 3 期 (2025年4月期)	第 4 期 (2026年4月期)
売 上 高 (千円)	2,536,535	3,768,153	3,925,256	4,068,430
経 常 利 益 (千円)	1,063,471	1,588,306	1,524,630	1,444,435
当 期 純 利 益 (千円)	537,929	1,032,903	940,109	1,008,426
1 株当たり当期純利益 (円)	134.48	258.23	235.03	31.03
総 資 産 (千円)	2,896,448	3,690,947	4,224,399	5,149,912
純 資 産 (千円)	2,016,692	2,887,596	3,517,705	4,598,002
1 株当たり純資産額 (円)	504.17	721.90	879.43	139.06

(注) 当社は2025年9月1日付で普通株式1株につき4,000,250,25株の割合で、また2026年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年4月30日現在）

① 親会社との関係

H a m e e 株式会社は、当社の全株式を保有しておりましたが、2025年11月、保有する全株式を現物配当により同社株主に分配するスピンオフを実行したことにより、当社の親会社に該当しないことになりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

- ・親会社との取引にあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に関して一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本として合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

- ・当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取締役会においては、その取引の必要性及び妥当性を審議した上で意思決定を行っており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ・取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業展開において更なる事業拡大・成長を目指すに当たり、以下の課題を認識しております。当社は、これらの課題に迅速に対処してまいります。

① 優秀な人材の確保と働きやすい環境の整備

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって最も重要な経営資源と認識しております。当社のサービス開発力やその他業務の遂行能力を維持し、継続的に発展、強化していくためには、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長機会を提供していく必要があります。当社においては、デザイナー、開発エンジニア等のクリエイティブ人材を継続的に採用し、サービスクオリティの向上、開発スピードの向上等によって、ユーザーのニーズに対応していくことが重要であります。

コロナ禍を経てテレワーク等多様な働き方に対するニーズは一定存在するものの、当社はリアルでのコミュニケーションの重要性について再認識したことから、週4日の出社と週1日のテレワークを原則とする方針を採用いたしました。なお、2025年1月に移転した新オフィス（現本社）における社員の働きやすさ、生産性の維持向上、快適性の向上等を果たすため、2026年5月より増床を実施いたしました。

引き続き優秀な人材確保のための環境の整備に取り組んでまいります。

② コーポレートガバナンスの高度化

当社は2024年8月16日開催の臨時株主総会決議により、監査役会設置会社となりましたが、一層のコーポレートガバナンスの高度化を実現するため、社外取締役及び監査役会による監督機能の強化や、取締役会の活性化に努めるなど、より高度なガバナンス体制の構築を目指し、コーポレートガバナンスの透明性及び客観性を維持向上できるよう対応してまいります。

③ コンプライアンス体制の維持向上

近年、企業活動においては高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものであると考えております。当社では、コンプライアンスマニュアルの制定、コンプライアンス担当役員の選任、法務部門の設置等、コンプライアンスを徹底する体制の強化を実施しておりますが、お客様からの信頼性向上のため、今後も社内教育を通してコンプライアンス体制の維持向上を図っていく方針であります。

④ E S Gの推進

当社は、当社のメインサービスであるネクストエンジンの拡大により、消費者に多様なE C消費の機会をもたらし、E Cに関わる事業者には「あそび」のある時間をもたらし、SDGsの目標8『働きがいも経済成長も』及び同9『産業と技術革新の基盤をつくろう』に繋がる取り組みを行っています。しかしながら、ESGに関するマテリアリティ（重要課題）の特定や、アクションプランの公表等の取り組みについては不十分な側面もあると認識しているため、今後ESGの推進を強化してまいります。

⑤ ネクストエンジン契約拡大のための継続的な取り組み

ネクストエンジンは主として併売（多店舗展開）をするE C事業者から支持されているサービスであり、6,700社を超える顧客にご利用いただいています。

今後も引き続き、以下の取り組みを推進し、顧客におけるE C事業の成長支援を通じて、総契約社数の拡大を目指します。

- ・無料インバウンド強化のためのプロモーション活動
- ・コールセンター業務をアウトソースするパートナーとの連携強化と、自社サポート体制の充実化によるオンボーディング強化及びそれに伴う解約率の低減
- ・スムーズなデータ連携とE C事業者の作業時間短縮化
- ・豊富なAPIの開発による他社サービスとの連携幅の更なる拡大
- ・AI機能の実装によるE C事業者の更なる利便性の向上

⑥ D to A (Direct to Agent) へのビジネスモデルの転換

AIの利用拡大に伴い、消費者がE Cモールで商品を探して買う従来型のE C商流に加え、AIエージェントが消費者に代わって商品を探し、比較し、推奨し、購入を支援するという、エージェンティック・コマースが世界的に拡大しています。E Cの在り方が大きく変わろうとする中、E C事業者の成長を支援するうえで、エージェンティック・コマースへの対応は当社として重要な課題であると認識しております。

従来は、SEO（検索エンジン最適化）、広告、レビュー等、いかに消費者に商品を見つけてもらうかが重要でしたが、エージェンティック・コマースにおいては、商品の価値をAIが正しく理解できるデータを提供することが重要となります。

ネクストエンジンは、顧客であるE C事業者とその商品が本来的に有する価値を、AIが読み取れるデータに変換すると同時に、18年間の運営で培ったE Cバックオフィス業務の実行能力によって、顧客のビジネスが回り続けるように支える「コマースOS」になることを目指してまいります。これにより、AIエージェント経由の取引額に連動する「GMV（流通総額）連動収益」の獲得というD to A (Direct to Agent) へのビジネスモデルの転換を実現してまいります。

⑦ 市場環境に左右されない強固な顧客基盤の構築

前事業年度と同様に下記の経営環境の変化が続いていると認識しております。

(a) E C市場における構造変化

コロナ禍でE C業界へ進出する事業者が増加したものの、プレーヤー増加による競争環境の激化によって、ブランド力や財務的に余力のあるE C事業者と、そうでない事業者との間の格差が広がり、業界として二極化が進んでいる。

(b) 地政学リスクの高まりを背景にした消費行動の停滞

コロナ禍で進んだ消費行動のデジタルシフトに始まり、自粛期間終息後のモノ消費からコト消費（旅行やイベントなど）へのシフトなど、様々な要因の影響により消費行動が変容する中、直近においては地政学リスクの高まりに起因するエネルギー価格や物価の高騰に伴い、EC市場における消費者の購買力が低下している。

(c) EC事業者の喫緊の経営課題のシフト

上記を背景に、EC事業者の経営上の優先課題がバックオフィス業務の効率化から、売上極大化及び利益の確保へシフトしており、機能が充実した各種の業務効率化サービスの導入よりも、コスト重視の特定機能に特化したライトな仕組みを選択する事業者が一定数存在している。

これらの状況を踏まえ、ネクストエンジンが更なる成長加速を目指すために、従前の併売（多店舗展開）をするEC事業者に対する強みを発揮するだけではなく、小規模事業者を含む全てのコマース事業者に伴走し成長を支援するようなサービスを拡張・充実させることで、顧客基盤を強化し、総契約社数の更なる拡大を目指します。

⑧ 好循環なビジネス構造の実現

また先述の強固な顧客基盤の構築においてアプローチする小規模事業者へ、その興味関心である「売上拡大」という課題に対し、また中規模事業者であっても同様の課題を持っている事業者に対して、コンサルティング事業による制作、ECコンサルティング等を提供、またネクストエンジンの初期設定代行をコンサル事業が行う等シナジーを更に追求し、フロントと管理両面に対して、一体化されたサービス体制を構築し、ロングタームで顧客成長を伴走できるプラットフォームへ成長するべく、「好循環なビジネス構造」の実現を目指していきます。

(5) 主要な事業内容（2026年4月30日現在）

当社は、世界的にも成長が続いているEC市場において、市場の変化に対応しつつ進化成長し続けてきたHamee株式会社から、同社のプラットフォーム事業を会社分割の方法により承継し2022年8月に実質的な事業を開始いたしました。また、2022年9月5日に当社の100%子会社であるHameeコンサルティング株式会社を吸収合併しております。

主要な事業として、自社サイトやＥＣショッピングモール等でインターネット通販を展開するＥＣ事業者向けに、ネットショップ運営に係る日々の業務を可能な限り自動化すると同時に、モール横断型で複数店舗の受注処理や在庫状況を一元管理できるクラウド（SaaS）型ＥＣAttractions「ネクストエンジン」を開発・提供するネクストエンジン事業のほか、ＥＣ事業者向けコンサルティング事業、地方自治体向けふるさと納税事業支援サービス及び伝統工芸品ＥＣ運営のロカルコ事業の三事業を運営しております。

(6) 主要な営業所（2026年4月30日現在）

① 当社

本	社	神奈川県横浜市
---	---	---------

② 主要な子会社

該当事項はありません。

(7) 従業員の状況（2026年4月30日現在）

当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138（7）名	+10（△3）名	34歳	5.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社設立後に入社した従業員以外は、Hamee株式会社への入社日、Hameeコンサルティング株式会社への入社日を起算日として勤続年数を算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年4月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年4月30日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,004,004 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,532,001株 |
| ③ 株主数 | 6,632名 |

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A O I 株 式 会 社	5,312,000株	32.13%
樋 口 敦 士	2,538,115株	15.35%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	895,297株	5.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	649,600株	3.93%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	589,014株	3.56%
北 村 和 順	474,100株	2.87%
INTERACTIVE BROKERS LLC	418,700株	2.53%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	399,142株	2.41%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	143,600株	0.87%
鈴 木 淳 也	141,413株	0.86%

（注）持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- 2025年9月1日付で普通株式1株につき4.00025025株の割合で株式分割を行っております。それに伴い、株式総数は16,001,001株となっております。
- 2025年11月1日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行（500,000株）を行っております。そのため株式総数は16,501,001株、資本金及び資本準備金がそれぞれ172,500千円増加となっております。
- 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済み株式の総数が16,532,001株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,456千円増加となっております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2023年3月1日	
新株予約権の数		53,750個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 430,000株 (新株予約権1個につき8株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 892円 (1株当たり112円)	
権利行使期間		2025年4月3日から 2033年2月28日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員 の 保有 状況	取締役(社外役員を除く)	新株予約権の数	50,000個
		目的となる株式数	400,000株
		保有者数	2名
	社外取締役(社外役員に限る)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名
	取締役以外の会社役員	新株予約権の数	3,750個
		目的となる株式数	30,000株
		保有者数	1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- イ. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社のグループ会社の取締役、監査役及び従業員(当社若しくは所属する当社グループ会社の就業規則又は同等の規定の定義による。)のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の配偶者又は子の場合に限り新株予約権を行使することができる。
- ハ. 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することができない。

2. 2025年9月1日付で行った普通株式1株を4,000,250,251株とする株式分割、及び2026年5月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CRDO	鈴木 淳 也	
代表取締役社長CEO	比 護 則 良	ネクストエンジン事業部 事業部長
取 締 役	古 閑 由 佳	紀尾井町戦略研究所株式会社 上席コンサルタント
取 締 役	鈴木 咲 季	弁護士法人トライデント 弁護士・公認会計士 日本グロースキャピタル投資法人 監督役員 株式会社イケウチ 監査役
常 勤 監 査 役	北 村 京	
監 査 役	本 行 隆 之	のぞみ監査法人 代表社員 株式会社Stand by C京都 代表取締役 日本ホテル&レジデンシャル投資法人 監督役員 株式会社みらいワークス 監査役 シロウマサイエンス株式会社 取締役 株式会社NHKビジネスクリエイト 監査役 株式会社インフキュリオン 監査役 ブルークリーン株式会社 監査役
監 査 役	千 葉 幸 夫	株式会社four C partners 代表取締役 磯野アセットマネジメント株式会社 監査役 Fuente合同会社 代表社員

- (注) 1. 取締役古閑由佳氏及び鈴木咲季氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本行隆之氏及び千葉幸夫氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役古閑由佳氏及び鈴木咲季氏、監査役本行隆之氏及び千葉幸夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役本行隆之氏及び千葉幸夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年4月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員COO	高 木 大 輔	コンサルティング事業部 事業部長
執行役員CFO	富 山 幸 弘	兼 企業価値創造部 マネージャー
執行役員CTO	高 橋 洋 平	
執行役員CPO	日 橋 正 義	コマーステック事業部 事業部長
執行役員CDO	三 原 信 基	兼 データ事業推進部 マネージャー
執行役員CCO	小 山 直 輝	兼 クリエイティブデザイン部 マネージャー
執行役員CISO	小 高 康 幸	コーポレートイノベーション部担当
執行役員CMO	岡 本 陽 平	

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員並びに管理職従業員及び会計監査人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。当該保険契約では、役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を保険期間中の総支払限度額（保険金の最高限度額）の範囲で填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	51,420 (7,200)	51,420 (7,200)	－ (－)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,724 (6,600)	17,724 (6,600)	－ (－)	3 (2)

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会にて取締役の個人別の報酬の決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役員報酬の内規に基づいて、取締役会にて決定することとしています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬を支払うこととしております。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。

(iii) 個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容が役員報酬の内規に則するものであることを鑑み、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、2名の独立社外取締役及び2名の社外監査役が出席する取締役会において、役員報酬の内規に則し各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定するものとしております。

なお、当社は会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づく、取締役会があったものとみなす2026年4月30日付の書面決議により、当該方針の内容を一部変更いたしました。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役員報酬規程に基づいて、予め決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けて取締役会にて決定することといたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬といたします。

(ii) 基本報酬（固定報酬かつ金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、監督報酬と業務執行報酬（社外取締役を除く）に区分し、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、役割に対する実績などを総合的に勘案して決定いたします。

(iii) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

・業績連動報酬（社外取締役を除く）

業績連動報酬は、業績向上への動機付けとなることを目的として、各事業年度の売上高及び営業利益等の共通指標と、役割ごとの個別指標の達成率に連動させ、各取締役の業務執行状況を加味した上で算出いたします。

業績連動報酬には、金銭報酬に加え非金銭報酬であるPSU（Performance Share Unit）制度を採用する方針としています。PSU制度は、毎年、3年間の評価期間後に事前に定めた目標の達成度に応じた数の譲渡制限付株式を受け取ることができる権利を支給し、当該譲渡制限付株式は退任・退職時まで売却等を行うことはできないこととする方針です。

・非金銭報酬（社外取締役を除く）

譲渡制限付株式報酬制度を採用する方針としています。固定報酬の一部として、毎年一定の譲渡制限付株式を支給しますが、退任・退職時まで譲渡制限を解除することができないこととする方針です。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動性が高く、適切なインセンティブとするため、業務執行報酬等の種類ごとの比率は、「固定報酬：業績連動金銭報酬：固定非金銭報酬：業績連動非金銭報酬」=60：29：1：10を目安として決定する方針です。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、2名の独立社外取締役及び1名の業務執行取締役で構成する指名・報酬委員会への諮問し、答申を受けて取締役会にて決定する方針です。

ハ. 監査役の報酬等

当社の監査役の報酬等は、月割りの固定報酬であり、個人別の報酬等は監査役の協議により決定いたします。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議内容

取締役の報酬限度額は、2025年7月28日開催の第3回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

また、監査役の報酬限度額は、2024年7月25日開催の第2回定時株主総会において、年額30百万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役古閑由佳氏は、紀尾井町戦略研究所株式会社の上席コンサルタントであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役鈴木咲季氏は、弁護士法人トライデントの弁護士及び公認会計士、日本グロースキャピタル投資法人の監督役員、株式会社イケウチの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役本行隆之氏は、のぞみ監査法人の代表社員、株式会社Stand by C京都の代表取締役、日本ホテル＆レジデンシャル投資法人の監督役員、株式会社みらいワークスの監査役、シロウマサイエンス株式会社の取締役、株式会社NHKビジネスクリエイトの監査役、株式会社インフキュリオンの監査役、ブルークリーン株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役千葉幸夫氏は、株式会社four C partnersの代表取締役、磯野アセットマネジメント株式会社の監査役、Fuente合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	主な活動状況
取締役 古閑 由佳	15/15回 (100%)	—	経営者としての見識に基づき、業績報告に対する各事業の課題に対する提言や、人的資本経営の観点から人材活用に関する提言を行ったほか、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役 鈴木 咲季	15/15回 (100%)	—	弁護士としての見識に基づき、経営戦略上の各種施策や、各事業における課題に対して法的な側面からの提言を行ったほか、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役 本行 隆之	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)	公認会計士及び経営者としての見識に基づき、事業運営上の各種リスクに対する提言を、他社の事例を交えながら行ったほか、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役 千葉 幸夫	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)	公認会計士及び上場支援コンサルタントとしての見識に基づき、決算短信等の開示資料の内容に関する指導や、経営戦略上の各種施策に関して監査視点での提言を行ったほか、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	39,543 千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとしております。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

イ. 当社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

(i) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。

(ii) 企業倫理については、コンプライアンスマニュアルを策定し、全ての役員及び使

用人に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。

- (iii) 企業倫理の責任を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持のため、当社グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員が、執行役員会議において報告を行う。重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。
- (iv) より風通しの良い企業風土の醸成に努め、法務部門を窓口として社内に内部通報窓口、社外にコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、法令違反又はその恐れのある事実の早期発見に努める。
- (v) 取引基本契約書に反社会的勢力の排除条項を規定し、反社会的勢力とは一切の取引を行わない旨を定める。また、反社会的勢力の主管部署を法務部門と定め、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定のうえ、必要に応じて警察等の外部専門機関と緊密に連携する。

□. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- (i) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用される法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (ii) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社のリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- (i) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスク管理規程を策定する。
- (ii) リスクマネジメントに関して、当社全体のリスク管理を統括するリスク管理担当役員が、執行役員会議において報告を行う。重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。
- (iii) リスクマネジメントを行うため、法務部門が発生事案についてリスク分類を行い、執行役員会議において当該リスクの管理方法について協議を行う。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- (i) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織管理規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定する。
- (ii) 当社取締役会の効率的な運営に資することを目的に、取締役、執行役員等によって構成される執行役員会議を設置し、当社の業務執行状況や経営に関する重要事項を報告又は協議して、関係者間の情報共有と意見調整を図り、経営の意思決定の効率性と妥当性を確保する。
- (iii) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。

ホ. 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が適正な事業運営を行い、企業としての成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (i) 「危機管理マニュアル」を制定し、当該マニュアルに基づいて危機発生時の管理部門への連絡体制を整備する。
- (ii) 不祥事等の防止のための社員教育を実施する。
- (iii) 「情報セキュリティ方針」を制定し、情報セキュリティに関する体制を整備する。

- (iv) プライバシーマークに基づき、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備する。
- (v) 管理部門へ定期的に財務状況等の報告を行う。
- (vi) 内部監査部門等による監査を実施する。

へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

ト. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき使用人について以下の取り組みを行う。

- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務補助のための能力と知識を備えた使用人を配置する。
- (ii) 監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの指示、命令を受けないこととし、人事に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の取締役及び使用人が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

- (i) 当社の取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - i. 執行役員会議で報告された事項
 - ii. 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
 - iii. 月次決算報告
 - iv. 内部監査の状況
 - v. 法令・定款等に違反するおそれのある事項

- vi. 内外通報窓口への通報状況
- vii. 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (ii) 当社は、当社監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わないものとする。
- (iii) 監査役の求めに応じ、代表取締役、監査法人、内部監査担当等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
- (iv) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- (v) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- (vi) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定めております。
- (ii) コンプライアンスマニュアルを策定し、全社員に対して定期的に内容の周知を行うことで、コンプライアンス意識の醸成を図っております。
- (iii) コンプライアンス担当役員は、執行役員会議又は重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行っております。
- (iv) 社内に内部通報窓口、社外にコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、全社員に周知のうえ適切に運用しております。
- (v) 取引開始時のチェック体制によって、反社会的勢力との取引を水際で防止するよう努めております。

ロ. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用される法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理しております。

- (ii) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理規程を策定し適切に運営しております。
- (ii) リスク管理担当役員は、執行役員会議又は重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行っております。
- (iii) リスク分類とリスク種類別の管理を行っております。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 組織管理規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定し適切に運営しております。
- (ii) 取締役、執行役員等によって構成される執行役員会議を設置し、当社の業務執行状況や経営に関する重要事項を報告又は協議し、関係者間の情報共有と意見調整を図り、経営の意思決定の効率性と妥当性を確保しております。
- (iii) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行っております。

ホ. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (i) 「危機管理マニュアル」を制定し、当該マニュアルに基づいて危機発生時の管理部門への連絡体制を整備しております。
- (ii) 不祥事等の防止のための社員教育を随時実施しております。
- (iii) 「情報セキュリティ方針」を制定し、情報セキュリティに関する体制を整備しております。
- (iv) プライバシーマークに基づき、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しております。
- (v) 管理部門へ定期的に財務状況等の報告を行っております。
- (vi) 内部監査部門等による監査を適切に実施しております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせることとしておりますが、現在、監査役からの求めがないため、監査役補助人は任命しておりません。

ト．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務補助のための能力と知識を備えた使用人を配置することとしております。
- (ii) 監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの指示、命令を受けないこととし、人事に関しては、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社の取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について定期的に報告しております。
 - i. 執行役員会議で報告された事項
 - ii. 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
 - iii. 月次決算報告
 - iv. 内部監査の状況
 - v. 法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - vi. 内外通報窓口への通報状況
 - vii. 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (ii) 当社は、当社監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わないよう注意徹底しております。
- (iii) 監査役の求めに応じ、代表取締役、監査法人、内部監査担当等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施しております。
- (iv) 監査役は取締役会のほか、執行役員会議等の重要な会議に出席しております。
- (v) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることを認めております。
- (vi) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、支払に応じております。

貸 借 対 照 表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,549,154	流 動 負 債	513,180
現 金 及 び 預 金	3,632,472	買 掛 金	4,363
売 掛 金	659,972	未 払 金	211,874
商 品	30,486	未 払 費 用	98,665
仕 掛 品	205	未 払 法 人 税 等	133,061
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,749	前 受 金	2,845
立 替 金	84,384	預 り 金	10,960
前 渡 金	42	そ の 他	51,409
前 払 費 用	97,475		
そ の 他	40,306	固 定 負 債	38,729
貸 倒 引 当 金	△5,940	資 産 除 去 債 務	38,729
固 定 資 産	600,758	負 債 合 計	551,910
有 形 固 定 資 産	257,385	(純 資 産 の 部)	
建 物 附 属 設 備	169,722	株 主 資 本	4,598,002
工 具、器 具 及 び 備 品	87,662	資 本 金	275,956
無 形 固 定 資 産	185,018	資 本 剰 余 金	1,554,720
ソ フ ト ウ エ ア	175,002	資 本 準 備 金	1,554,720
そ の 他	10,015	利 益 剰 余 金	2,767,368
投 資 そ の 他 の 資 産	158,354	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,767,368
長 期 前 払 費 用	8	繰 越 利 益 剰 余 金	2,767,368
繰 延 税 金 資 産	65,120	自 己 株 式	△42
そ の 他	93,225	純 資 産 合 計	4,598,002
資 産 合 計	5,149,912	負 債 純 資 産 合 計	5,149,912

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,068,430
売 上 原 価		1,108,231
売 上 総 利 益		2,960,198
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,498,964
営 業 利 益		1,461,233
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,878	
そ の 他	1,095	6,974
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	23,338	
そ の 他	433	23,772
経 常 利 益		1,444,435
税 引 前 当 期 純 利 益		1,444,435
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	353,740	
法 人 税 等 調 整 額	82,268	436,008
当 期 純 利 益		1,008,426

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 5 月 1 日から)
(2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他	利益剰余金 合 計			
				利益剰余金 繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	100,000	1,378,763	1,378,763	2,038,941	2,038,941	—	3,517,705	3,517,705
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	175,956	175,956	175,956				351,913	351,913
剰 余 金 の 配 当				△280,000	△280,000		△280,000	△280,000
自己株式の取得						△42	△42	△42
当 期 純 利 益				1,008,426	1,008,426		1,008,426	1,008,426
当期変動額合計	175,956	175,956	175,956	728,426	728,426	△42	1,080,297	1,080,297
当 期 末 残 高	275,956	1,554,720	1,554,720	2,767,368	2,767,368	△42	4,598,002	4,598,002

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

N E 株 式 会 社

取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 三 木 康 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 梨 洋 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NE株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2025年5月1日から2026年4月30日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査役として定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

更に、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないか否かについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月24日

N E 株 式 会 社	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	北 村 京
社 外 監 査 役	本 行 隆 之
社 外 監 査 役	千 葉 幸 夫

以上

株主総会会場ご案内図

■ 会場

新横浜グレイスホテル 4階 「サフィア」
横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
電話045-474-5111（代表）

■ 会場までの交通

- JR：東海道新幹線新横浜駅 **東口、西口** より 徒歩1分
横浜線新横浜駅 **北口** より 徒歩1分
- 地下鉄（市営地下鉄ブルーライン／東急新横浜線／相鉄新横浜線）：新横浜駅 **3番出口** より 徒歩1分

